

北海道告示第10118号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から届出事項の変更について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成30年6月11日までに北海道上川総合振興局産業振興部商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

平成30年2月9日

北海道知事 高橋 はるみ

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパーアークス東光

旭川市東光10条7丁目147番地103ほか

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社道北アークス 代表取締役 六車 亮

旭川市流通団地1条1丁目33番の1

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前) (仮称) ビッグハウス東光店

旭川市東光10条7丁目147番地103ほか

(変更後) スーパーアークス東光

旭川市東光10条7丁目147番地103ほか

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	代表者の氏名	住 所
株式会社道北アークス	代表取締役 六車 亮	旭川市流通団地1条1丁目33番の1

(変更後)

氏名又は名称	代表者の氏名	住 所
株式会社道北アークス	代表取締役 六車 亮	旭川市流通団地1条1丁目33番の1
株式会社柳月	代表取締役 田村 昇	帯広市大通南8丁目15番地
株式会社伸和ホールディングス	代表取締役 佐々木 稔之	札幌市西区二十四軒2条3丁目2番36号
佐々木 松道		旭川市東光14条6丁目

(4) 変更年月日

平成29年11月23日

(5) 変更する理由

上記(3)ア 名称が確定したため

上記(3)イ テナントが確定したため

2 届出年月日

平成30年1月29日

### 3 届出書等の縦覧

#### (1) 縦覧場所

北海道経済部地域経済局中小企業課及び北海道上川総合振興局産業振興部商工労働観光課

#### (2) 縦覧期間

平成30年2月9日（金）から同年6月11日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

#### (3) 縦覧時間

午前8時45分から午後5時15分まで